

# 沖縄県国民保護計画

## - 資料編 -

平成19年3月  
沖縄県

# 目 次

1	関係機関の連絡先	
(1)	指定行政機関等	1
(2)	国の関係出先機関(指定地方行政機関・自衛隊等)	2
(3)	関係指定公共機関	3
(4)	指定地方公共機関	4
(5)	県の出先機関	5
(6)	県教育機関、県警察本部、市町村代表及び消防関係機関	5
(7)	市町村機関	7
(8)	消防機関	8
2	国民保護関係条例等	
(1)	沖縄県国民保護協議会条例	9
(2)	沖縄県国民保護協議会運営要綱	10
(3)	沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部条例	11
(4)	沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱	13
3	安否情報及び被災情報関係	
(1)	武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令	29
(2)	被災情報の報告様式	36
(3)	火災・災害等即報要領	37
4	危険物質等の種類及び知事が命ずることのできる措置一覧	56
5	沖縄周辺の米軍訓練空域・水域	57
6	県内の空港・港湾の概要	
(1)	空港	58
(2)	港湾	59
7	県内の防災関係通信機器	
(1)	沖縄県総合行政情報通信ネットワーク	67
(2)	沖縄県防災情報システム	69
8	避難施設の一覧	71

## 1 関係機関の連絡先

### (1) 指定行政機関等

名称	担当部署	所在地
内閣府	大臣官房 企画調整課	千代田区永田町1-6-1
国家公安委員会	連絡先は警察庁と同様	千代田区霞が関2-1-2
警察庁	警備局 警備企画課	千代田区霞が関2-1-2
防衛省	運用局 運用課	新宿区市谷本村町5-1
防衛施設庁	総務部 総務課企画室	新宿区市谷本村町5-1
金融庁	総務企画局 政策課	千代田区霞が関3-1-1
総務省	大臣官房 総務課	千代田区霞が関2-1-2
消防庁	国民保護・防災部 防災課国民保護室	千代田区霞が関2-1-2
法務省	大臣官房 秘書課政策評価企画室	千代田区霞が関1-1-1
公安調査庁	総務部 総務課	千代田区霞が関1-1-1
外務省	大臣官房総務課 危機管理調整室	千代田区霞が関2-2-1
財務省	大臣官房総合政策課 企画官室	千代田区霞が関3-1-1
国税庁	長官官房総務課	千代田区霞ヶ関3-1-1
文部科学省	大臣官房 文教施設企画部 施設企画課防災推進室	千代田区丸の内2-5-1
文化庁	連絡先は文部科学省と同様	千代田区丸の内2-5-1
厚生労働省	社会・援護局 総務課	千代田区霞ヶ関1-2-2
農林水産省	総合食料局 食料企画課	千代田区霞ヶ関1-2-1
林野庁	連絡先は農林水産省と同様	千代田区霞が関1-2-1
水産庁	連絡先は農林水産省と同様	千代田区霞が関1-2-1
経済産業省	連絡先は原子力安全・保安院と同様	千代田区霞ヶ関1-3-1
資源エネルギー庁	総合政策課	千代田区霞が関1-3-1
中小企業庁	長官官房 官房参事官室	千代田区霞が関1-3-1
原子力安全・保安院	企画調整課	千代田区霞が関1-3-1
国土交通省	危機管理室	千代田区霞ヶ関2-1-3
国土地理院	総務部 総務課	茨城県つくば市北郷1番
気象庁	総務部 総務課	千代田区大手町1-3-4

	名称	担当部署	所在地
27	海上保安庁	総務部 国際・危機管理官	千代田区霞が関2-1-3
28	環境省	大臣官房総務課	千代田区霞ヶ関1-2-2

(2) 国の関係出先機関（指定地方行政機関・自衛隊等）

	名称	担当部署	所在地
1	沖縄総合事務局	総務部 総務課	那覇市前島2-21-7
2	九州管区警察局	広域調整部 広域調整第二課	福岡市博多区東公園7-7
3	那覇防衛施設局	総務部総務課	那覇市前島3-25-1
4	沖縄総合通信事務所	総務部総務課	那覇市東町26-29
5	沖縄地区税関	総務課総務第一係	那覇市通堂町4-17
6	九州厚生局沖縄分室	庶務課	那覇市樋川1-15-15
7	沖縄労働局	総務課	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎3階
8	沖縄森林管理署		那覇市久米2-5-7
9	那覇産業保安監督事務所	管理課	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館4階
10	大阪航空局 那覇空港事務所	総務部総務課	那覇市安次嶺531-3
11	(航空交通管制部)	那覇航空交通管制部 総務課	那覇市鏡水334
12	沖縄气象台	総務課	那覇市樋川1-15-15 那覇第1地方合同庁舎
13	第十一管区海上保安本部	総務課	那覇市港町2-1-1
14	陸上自衛隊 第一混成団	第3科防衛班	那覇市鏡水679
15	海上自衛隊 沖縄基地隊	警備課	うるま市勝連平敷屋1920
16	航空自衛隊 南西航空混成団	防衛部運用課	那覇市字当間301
17	自衛隊沖縄地方協力本部		那覇市前島3-24-1
18	自衛隊沖縄地方協力本部 宮古島出張所		宮古島市平良字下里1016
19	自衛隊沖縄地方協力本部 石垣出張所		石垣市字登野城55 石垣合同庁舎

### (3) 関係指定公共機関

	名称	担当部署	所在地
1	沖縄電力株式会社	総務部 総務課	浦添市牧港5-2-1
2	株式会社日本航空インターナショナル 沖縄支店	企画総務課	那覇市久茂地3-21-1 ( 國場ビル1階 )
3	全日本空輸株式会社沖縄支店	総務課	那覇市久茂地1-7-1 琉球リース総合ビル5F
4	日本トランスオーシャン航空株式会社	企画部	那覇市山下町3-24
5	琉球海運株式会社	管理部管理チーム	那覇市西1-24-11
6	NTT西日本株式会社沖縄支店	企画部総務担当	浦添市城間4-35-1
7	NTTドコモ九州沖縄支店	企画総務担当	那覇市久茂地1-12-12
8	KDDI沖縄株式会社		那覇市東町4-1
9	西日本高速道路株式会社 九州支社 沖縄管理事務所		浦添市 西原 4-41-1
10	日本銀行那覇支店	総務課	那覇市松山1-2-1
11	日本赤十字社沖縄県支部	総務課	那覇市古波蔵3-7-25
12	日本郵政公社沖縄支社	企画部	那覇市東町26-29
13	日本放送協会沖縄放送局	事業推進課	那覇市おもろまち2-6-21

(4) 指定地方公共機関

	名称	担当部署	所在地
1	琉球エアーコンピューター株式会社	業務部	那覇市山下町3-1 高良ビル4F
2	有村産業株式会社	総務部	那覇市港町2-16-10
3	久米商船株式会社	海務部	那覇市前島3-16-9
4	大東海運株式会社	総務課	那覇市前島3-25-1
5	宮古フェリー株式会社		宮古島市平良字下里108-11
6	合資会社はやて海運		宮古島市伊良部字前里添148-15
7	合資会社多良間海運		宮古島市平良字西仲宗根 2
8	八重山観光フェリー株式会社		石垣市美崎町 2 番地
9	有限会社安栄観光		石垣市美崎町 2 番地
10	合資会社波照間海運		沖縄県石垣市八島町1-5
11	合資会社福山海運		与那国町85
12	社団法人沖縄県バス協会		那覇市泉崎1-20-1 2F
13	社団法人沖縄県トラック協会		那覇市港町2-5-1
14	沖縄都市モノレール株式会社	総務課	那覇市安次嶺377-2
15	(社)沖縄県ハイヤー・タクシー協会	総務課	那覇市泉崎2-103-4
16	沖縄セルラー電話株式会社	総務部	那覇市東町 4 番地 1 KDDI那覇ビル6F
17	社団法人高圧ガス保安協会		那覇市小祿1831-1 沖縄県産業支援センター2F
18	沖縄瓦斯株式会社	総務課	那覇市西3-13-2
19	社団法人沖縄県医師会	業務課	浦添市当山422
20	社団法人沖縄県歯科医師会	総務課	浦添市港川1-36-3
21	社団法人沖縄県薬剤師会	総務	那覇市国場536
22	ラジオ沖縄	総務部	那覇市西1-4-8
23	沖縄テレビ放送	総務局総務部	那覇市久茂地1-2-20
24	琉球朝日放送	総務部	那覇市久茂地2-3-1
25	琉球放送	総務局総務部	那覇市久茂地2-3-1
26	エフエム沖縄	総務部	浦添市字小湾40

(5) 県の出先機関

名称	担当部署	所在地	電話	F A X
東京事務所	総務企画課	東京都千代田区平河町2-6-3	(03)5212-9087	(03)5212-9086
宮古支庁	総務観光振興課	宮古島市平良字西里1125	(0980)72-2551	(0980)73-0096
	農林水産整備課	宮古島市字平良西里1125	(0980)72-2365	(0980)73-2314
	業務係			
	土木建築課	宮古島市平良字西里1125	0980(72)2769	0980(72)1438
	業務係			
宮古福祉保健所	企画課	宮古島市平良字東仲宗根476	(0980)72-2420	(0980)72-8446
八重山支庁	総務観光振興課	石垣市真栄里438-1	(0980)82-3040	(0980)82-3760
	農業水産整備課	石垣市字真栄里438-1	(0980)82-2342	(0980)83-3542
	業務係			
	土木建築課	石垣市字真栄里438-1	0980(82)2217	0980(82)1954
	業務係			
八重山福祉保健所	企画課	石垣市字真栄里438	(0980)82-3240	(0980)83-0474
北部福祉保健所	企画課	名護市大中2-13-1	(0980)52-2714	(0980)53-2505
中部福祉保健所	企画課	沖縄市字美里1668-1	(098)938-9886	(098)938-9779
南部福祉保健所	企画課	南風原町字宮平212	(098)889-6351	098(888)1348
南部福祉保健所中央保健所	総務課	那覇市与儀1-3-21	(098)854-1005	098(835)1014
北部農林土木事務所	庶務課	名護市大南1-13-11	(0980)52-3766	(0980)53-6835
中部農林土木事務所	庶務課	沖縄市山里2-4-20	(098)932-8111	(098)932-4132
南部農林土木事務所	庶務課	那覇市旭町1番地	(098)867-2770	(098)867-2978
北部林業事務所	事業課	名護市大南1-13-11	(0980)52-2832	(0980)52-2833
南部林業事務所	普及事業課	南風原町字新川135	(098)889-1270	(098)889-4372
名古屋事務所		名古屋市中区錦3-24-20 坂種ビル5階	(052)973-0618	(052)973-0619
大阪事務所		大阪市北区梅田1-1-3-2100 大阪駅前第3ビル21階	(06)6344-6828	(06)6346-1784
福岡事務所		福岡市中央区天神2-14-13 天神三井ビル2階	092(739)6111	092(751)8275
北部土木事務所	庶務課	名護市大南1-13-11	0980(53)1255	0980(53)5804
中部土木事務所	庶務課	宜野湾市伊佐3-4-1	098(898)5800	098(898)7829
南部土木事務所	庶務課	那覇市旭町112-18	098(866)1129	098(866)6906

(6) 県教育機関、県警本部、市町村代表及び消防関係機関

名称	担当部署	所在地	電話	F A X
沖縄県教育委員会	総務課	那覇市泉崎1-2-2	(098)866-2705	(098)866-2710

沖縄県警察本部	警備第二課	那覇市泉崎1-2-2	(098)862-0110	
沖縄県市長会	事務局	那覇市旭町14	(098)862-4254	(098)867-6205
沖縄県町村会	事務局	那覇市旭町14	(098)867-1689	(098)864-1401
沖縄県消防長会 (那覇消防本部内)	事務局	那覇市銘苅2-3-8	(098)867-0212	(098)869-1190
沖縄県消防団長会 (名護消防本部内)	事務局	名護市東江5-2-29	(0980)52-2121	(0980)52-2442

(7) 市町村機関(教育委員会を含む。)

名称	担当部署	所在地	電話	F A X
那覇市	総務部総務課市民防災室	那覇市泉崎1-1-1	(098)861-1102	(098)864-0633
うるま市	総務部総務課 防災係	うるま市みどり町1-1-1	(898)973-0606	(098)973-9819
宜野湾市	総務部総務課 行政係	宜野湾市字野嵩1-1-1	(098)893-4411	(098)892-7022
宮古島市	総務部総務課	宮古島市平良字西里186	(0980)72-3751	(0980)73-1645
石垣市	総務部総務課 行政係	石垣市美崎町14	(0980)82-1216	(0980)83-1427
浦添市	総務部総務課 防災係	浦添市字安波茶1-1-1	(098)876-1234 (内線2021)	(098)875-8585
名護市	企画総務部 総務課総務係	名護市港1-1-1	(0980)53-1212 (内線213)	(0980)53-6210
糸満市	総務企画部総務課 防災担当係	糸満市潮崎町1-1	(098)840-8113 (内線2538)	(098)840-8112
沖縄市	総務部総務課 総務法制(防災)	沖縄市仲宗根町26-1	(098)939-7773	(098)934-3830
豊見城市	総務部総務課 総務広報係	豊見城市字翁長854-1	(098)850-0024	(098)850-5343
南城市	総務課	南城市玉城字富里143番地	(098)948-7111	(098)948-7149
国頭村	総務課防災係	国頭村字辺土名121	(0980)41-2101	(0980)41-5910
大宜味村	総務課総務係	大宜味村字兼久157	(0980)44-3001	(0980)44-3139
東村	総務財政課防災係	東村字平良804	(0980)43-2201	(0980)43-2457
今帰仁村	総務課総務係	今帰仁村字仲宗根219	(0980)56-2101	(0980)56-4270
本部町	総務課庶務係	本部町字東5	(0980)47-2101	(0980)47-4576
恩納村	総務課管財係	恩納村字恩納2451	(098)966-1200 (内線204)	(098)966-2779
宜野座村	総務課行政係	宜野座村字宜野座296	(098)968-5111	(098)968-5037
金武町	総務課行政係	金武町字金武1	(098)968-2111	(098)968-2475
伊江村	企画総務課	伊江村字東江前38	(0980)49-2001	(0980)49-2003
読谷村	総務企画部 総務課行政係	読谷村字座喜味2901	(098)982-9201	(098)982-9202
嘉手納町	総務課行政係	嘉手納町字嘉手納588	(098)956-1111	(098)956-9508

北谷町	総務部総務課 行政係	北谷町字桑江226	(098)936-1234	(098)936-7474
北中城村	総務課総務係	北中城村字喜舎場426-2	(098)935-2233	(098)935-3488
中城村	総務課総務係	中城村字当間176	(098)895-2131	(098)895-3048
西原町	総務課総務係	西原町字嘉手苧112	(098)945-5011	(098)946-6086
渡名喜村	総務課	渡名喜村字渡名喜1917-3	(098)989-2002	(098)989-2197
与那原町	総務課行政係	与那原町字上与那原16	(098)945-2201	(098)946-6074
南風原町	総務部総務課 庶務係	南風原町字兼城686	(098)889-4415	(098)889-7657
久米島町	町民課防災係	久米島町字比嘉2870	(098)985-7123	(098)985-7120
八重瀬町	総務課	八重瀬町村字具志頭659	(098)998-2200	(098)998-4745
渡嘉敷村	総務課企画係	渡嘉敷村字渡嘉敷183	(098)987-2321	(098)987-2560
座間味村	総務課 消防防災担当	座間味村字座間味109	(098)987-2311	(098)987-2004
粟国村	総務課総務係	粟国村字東367	(098)988-2016	(098)988-2206
南大東村	総務課 消防防災担当	南大東村字南144-1	(09802)2-2001	(09802)2-2669
北大東村	総務課 消防防災係	北大東村字中野218	(09802)3-4001	(09802)3-4406
伊平屋村	総務課総務係	伊平屋村字我喜屋251	(0980)46-2001	(0980)46-2956
伊是名村	総務課 消防防災係	伊是名村字仲田1203	(0980)45-2001	(0980)45-2467
多良間村	総務課消防係	多良間村字仲筋99-2	(0980)79-2619	(0980)79-2660
竹富町	総務課 消防防災係	石垣市美崎町11	(0980)82-6191	(0980)82-6199
与那国町	総務財政課 消防防災係	与那国町字与那国129	(0980)87-2241	(0980)87-2079

## (8) 消防機関

名称	担当部署	所在地	電話	F A X
那覇消防本部	警防課警防係	那覇市銘刈2-3-8	(098)867-0911	(098)869-1190
宜野湾消防本部	警防課警防係	宜野湾市字野嵩677	(098)892-2299	(098)892-5300
石垣消防本部	警防課	石垣市美崎町15	(0980)82-4050	(0980)83-6698
浦添市消防本部	警防課警防係	浦添市前田2-14-1	(098)875-0105	(098)875-0119
名護市消防本部	警防課警防係	名護市東江5-2-29	(0980)52-2121	(0980)52-2442
糸満市消防本部	警備係	糸満市大里962	(098)992-3661	(098)992-2612
沖縄市消防本部	警防係	沖縄市美里5-29-1	(098)929-0900	(098)983-4588
豊見城市消防本部	警防課警防係	豊見城市字高安339-1	(098)850-3105	(098)850-9563

うるま市消防本部	警防課警防係	うるま市字大田44-1	(098)975-2006	(098)973-8313
宮古島市消防本部	警防課警防係	宮古島市平良字下里1792-6	(0980)72-0943	(0980)73-1647
久米島町消防本部	消防総務課 庶務係	久米島町字嘉手苅970	(098)985-3281	(098)985-3942
本部町今帰仁村消防 組合消防本部	総務課	本部町字大浜850-3	(0980)47-7119	(0980)47-5357
島尻消防、清掃組合 消防本部	庶務課庶務係	玉城村字屋嘉部194	(098)948-2512	(098)948-7169
東部消防組合消防本 部	総務課庶務係	南風原町字与那覇226	(098)945-2200	(098)889-7601
中城北中城消防組合 消防本部	総務課庶務係	北中城村字大城404	(098)935-4748	(098)935-3489
金武地区消防衛生組 合消防本部	警防課警防係	金武町字金武7745	(098)968-2020	(098)968-2429
国頭地区行政事務組 合消防本部	総務課	国頭村字辺土名1727	(0980)41-5100	(0980)41-2915
比謝川行政事務組合 ニライ消防本部	警防課警防係	嘉手納町字屋良1220	(098)957-0650	(098)921-5118

## 2 国民保護関係条例等

(1) 沖縄県国民保護協議会条例（平成17年7月26日条例第34号）

（趣旨）

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第38条第8項の規定に基づき、沖縄県国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員及び専門委員）

第2条 協議会の委員の定数は、50人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会長の職務代理）

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第4条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（幹事）

第5条 協議会に、幹事50人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

（部会）

第6条 協議会は、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（雑則）

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 沖縄県国民保護協議会運営要綱 (平成17年10月25日沖縄県国民保護協議会決定)

(目的)

第1条 この要綱は、沖縄県国民保護協議会条例(平成17年沖縄県条例34号)第7条の規定に基づき、沖縄県国民保護協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の代理出席)

第2条 委員は、やむを得ない事情により協議会に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

(幹事の任期)

第3条 幹事の任期は、2年とする。ただし、補欠の幹事の任期は、前任者の残任期間とする。

2 幹事は、再任されることができる。

(幹事会)

第4条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会の会長は、知事公室基地防災統括監をもって充てる。

3 幹事会の会議は、幹事会の会長が招集する。

4 幹事会の会議は、議事の内容に応じ、幹事会の会長が必要と認める範囲の幹事について招集することができる。

(部会)

第5条 部会の設置及び運営に関し必要な事項は、その都度会長が協議会に諮って定める。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができる。

(1) 沖縄県情報公開条例(平成13年沖縄県条例第37号)第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について審議を行う場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できなくなると認められる場合

2 会長は、前項ただし書きの規定により公開しないことを決定した場合は、その理由を明らかにするものとする。

3 前2項に掲げるもののほか、会議の公開の方法等については、附属機関等の会議の公開に関する指針(平成13年10月31日付け総人第287号総務部長通知)に定めるところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、知事公室防災危機管理課(以下「防災危機管理課」という。)において処理する。

(会議録)

第8条 会長は、防災危機管理課の職員をして出席委員の氏名、会議の概要等必要な事項を記載した会議録を作成させ保管しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年10月25日から施行する。

(3) 沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部条例

(平成17年7月26日条例第35号)

〔沿革〕平成19年3月30日条例第4号改正

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条及び法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、沖縄県国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び沖縄県緊急対処事態対策本部（第7条において「緊急対処事態対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(国民保護対策本部の組織)

第2条 沖縄県国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に、本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、沖縄県職員のうちから、知事が任命する。

(国民保護対策本部の会議)

第3条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定により、国の職員その他県の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

3 本部長は、法第28条第7項の規定により、防衛大臣がその指定する職員を本部長の求めに応じて会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(国民保護対策本部の部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(国民保護対策本部の現地対策本部)

第5条 国民保護対策本部の現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）に、現地対策本部長、現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地対策本部長は、現地対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第6条 第2条から前条までに定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(緊急対処事態対策本部への準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、緊急対処事態対策本部について準用する。この場

合において、第2条第1項中「沖縄県国民保護対策本部長」とあるのは「沖縄県緊急対処事態対策本部長」と、第3条第2項中「法第28条第6項」とあるのは「法第183条において準用する法第28条第6項」と、同条第3項中「法第28条第7項」とあるのは「法第183条において準用する法第28条第7項」と、第6条中「第2条から前条」とあるのは「第7条において準用する第2条から前条」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### (4) 沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱

平成19年3月20日  
沖縄県国民保護対策本部長訓令第1号  
沖縄県緊急対処事態対策本部長訓令第1号

〔沿革〕平成19年3月30日沖縄県国民保護対策本部長訓令第2号・沖縄県緊急対処事態対策本部長訓令第2号改正

(趣旨)

第1条 この訓令は、沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部条例（平成17年沖縄県条例第35号。以下「条例」という。）第6条の規定及び条例第7条において準用する条例第6条の規定に基づき、沖縄県国民保護対策本部（以下「対策本部」という。）及び沖縄県緊急対処事態対策本部の部内の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(対策本部の設置場所)

第2条 対策本部は、沖縄県庁内又は知事の指定する場所に置く。

(副本部長及び本部員)

第3条 条例第2条第2項に規定する対策本部の副本部長（以下「副本部長」という。）は、副知事及び警察本部長をもって充てる。

2 条例第2条第3項に規定する対策本部の本部員（以下「本部員」という。）は、知事公室長、各部の部長、会計管理者、企業局長、病院事業局長及び教育長をもって充てる。

3 対策本部の本部長（以下「本部長」という。）に事故があるとき、又は欠けたときは、副知事をもって充てられる副本部長、知事公室長をもって充てられる本部員及び総務部長をもって充てられる本部員の順序でその職務を代理する。

4 前項の場合において、副知事をもって充てられる副本部長が本部長の職務を代理する順序は、沖縄県知事の職務を代理する順序に関する規則（平成19年沖縄県規則第2号）に定める沖縄県知事の職務を代理する順序の例による。

(本部会議)

第4条 対策本部の会議（以下「本部会議」という。）は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

(対策本部の組織)

第5条 条例第4条の規定により、対策本部に、次に掲げる部を置く。

(1) 総括情報部

(2) 知事公室部

(3) 総務部

(4) 企画部

(5) 文化環境部

(6) 福祉保健部

(7) 農林水産部

(8) 観光商工部

(9) 土木建築部

(10) 出納部

(11) 企業部

(12) 病院事業部

(13) 人事委員会部

(14) 監査委員部

(15) 労働委員会部

(16) 議会部

2 部に、部長及び副部長を置き、別表第1の左欄に掲げる部の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる職にある者及び同表の右欄に掲げる職にある者をもって充てる。

3 部長は部の事務を総理し、副部長は部長を補佐するとともに、部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

- 4 部に、別表第2の左欄に掲げる部の区分ごとに、同表の中欄に掲げる班を置く。
  - 5 班に、班長及び班員を置き、班長は別表第2の左欄に掲げる部の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職にある者をもって充て、班員（総括情報部連絡調整班の班員を除く。）は班長の所属する課に勤務する職員をもって充てる。
  - 6 総括情報部総括情報班に前項に定める職員のほか、主として情報の収集及び迅速な初期対応を行うための要員（以下「国民保護情報・初期対応要員」という。）として第13条第1項の規定により派遣された職員を配置する。
  - 7 総括情報部連絡調整班の班員は、各部間の連絡調整及び対策本部の決定事項を各部へ伝達する要員（以下「国民保護連絡調整員」という。）として第13条第1項の規定により派遣された職員をもって充てる。
  - 8 班長は、部長の命を受けて次条に定める班の事務（以下「班務」という。）を処理し、班員は、上司の命を受けて班務に従事する。  
（部及び班の分掌事務）
- 第6条 部は班の事務を総括し、班は別表第2の中欄に掲げる班の区分に応じ、同表の右欄に掲げる事務（同表備考に掲げる事務を含む。以下同じ。）を分掌する。
- 2 本部長は、必要があると認めるときは、前項に規定する部及び班の分掌事務を臨時に変更し、又は部及び班に新たな事務を所掌させることができる。
  - 3 班は、第1項の規定により分掌する事務のほか、本部長又は部長の指示により、他部又は部内の他の班の応援を行い対策本部の事務の迅速かつ効果的な処理に努めるものとする。  
（総括班長会議）
- 第7条 国民保護措置（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第11条第1項に規定する国民の保護のための措置をいう。以下同じ。）の具体的事項について協議するため、対策本部に各部を総括する班長で構成する総括班長会議を置く。
- 2 総括班長会議に、協議する国民保護措置の内容に応じて、関係する班長並びに教育庁及び警察本部の職員を出席させることができる。
  - 3 総括班長会議の議長は、総括情報部副部長をもって充て、会議は議長が招集する。  
（現地対策本部）
- 第8条 条例第5条に規定する現地対策本部の構成員、分掌事務及び設置場所は、別表第3に定めるとおりとする。  
（地方本部の設置）
- 第9条 本部長は、地方における国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図るため、必要と認めるときは、沖縄県国民保護対策地方本部（以下「地方本部」という。）を設置することができる。  
（地方本部の名称、管轄区域等）
- 第10条 地方本部の名称、設置場所、管轄区域、構成機関等は、別表第4に定めるところによる。
- 2 地方本部に地方本部長及び地方副本部長を置き、別表第4の第1欄に掲げる地方本部の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる職にある者をもって充てる。
  - 3 地方本部長は、本部長の命を受けて、管轄区域内における国民保護措置に関する事務を処理する。
  - 4 地方本部の事務を処理するため、別表第4の第1欄に掲げる地方本部ごとに、同表の第5欄に掲げる班を設け、班に班長（班長付を含む。以下同じ。）及び班員を置く。
  - 5 班長は、別表第4の第1欄に掲げる地方本部の区分に応じ、同表の第5欄に掲げる職にある者をもって充て、班員には、班長の所属する機関の職員及び班を構成する他の機関の職員をもって充てる。
  - 6 班長は、地方本部長の命を受けるとともに、班を構成する他の構成機関の長と連携して班の分掌事務を処理し、班員は、上司の命を受けて班の分掌事務に従事するものとする。
  - 7 地方本部の構成機関の長は、班の分掌事務の処理に当たっては、対策本部の関係する部及び班との連携を密にするものとする。
  - 8 地方本部各班の基本的役割は、別表第5のとおりとし、各班の分掌事務及び構成機関による各班の構成その他必要な事項については、地方本部長が定める。
  - 9 地方本部長は、前項の規定により必要な事項を定めたとき、又は変更したときは、速やかに本部長に報告しなければならない。  
（地方本部連絡会議）
- 第11条 地方本部に、地方本部連絡会議を置く。

- 2 地方本部連絡会議は、地方本部構成機関の長をもって構成する。
- 3 地方本部連絡会議は、必要に応じて地方本部長が招集する。
- 4 地方本部連絡会議は、地方本部の運営及び国民保護措置に関し必要な事項を審議するものとする。  
(地方機関相互の連携)

第12条 地方本部は、地方本部と同一の区域を管轄する指定地方行政機関等と連携して地方における国民保護措置を行うものとする。  
(国民保護連絡調整員等の派遣)

第13条 部長は、対策本部の事務の効果的運用を図るため、部に所属する職員の中から国民保護情報・初期対応要員2人及び国民保護連絡調整員1人を指名し、対策本部の設置と同時に総括情報部に派遣するものとする。ただし、出納部、人事委員会部、監査委員会部、労働委員会部及び議会部に係る国民保護情報・初期対応要員については、この限りでない。

2 部長は、必要に応じ、部に所属する職員を他の部又は地方本部へ派遣することができる。  
(職員の動員方法)

第14条 正規の勤務時間以外の時間に職員を登庁させる方法は、あらかじめ対策本部各班において定め、周知しておくものとする。

2 職員は、自主的に登庁し、配備に就くことを原則とする。ただし、これによることができなかった職員に対しては、それぞれの班においてあらかじめ連絡体制を定め連絡するものとする。  
(連絡方法)

第15条 本部会議の招集等に係る各種指示、通知及び連絡(以下「連絡等」という。)は、特別な場合を除き、電話又は庁内放送等迅速な方法により行うものとする。

2 前項の連絡等を庁内放送等の一斉連絡による方法以外の手段を用いる場合における連絡系統は、別表第6のとおりとする。  
(武力攻撃災害状況等の報告)

第16条 部長及び地方本部長は、武力攻撃災害の状況及びこれに対してとった措置の概要等について、武力攻撃災害状況等報告書(別記様式)により、遅滞なく、本部長に報告するものとする。  
(国民の権利利益の救済に係る手続の処理)

第17条 別表第7に掲げる国民保護措置の実施に伴う国民の権利利益の救済に係る手続は、当該救済に係る事務を分掌する班において処理するものとする。  
(関係機関との連絡等)

第18条 この訓令に定める事務を処理するに当たっては、原則として、他のすべての事務に優先して的確かつ迅速に処理するとともに、関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。  
(関係書類等の保管)

第19条 この訓令により処理した事項についての残務整理については、対策本部にあっては部長の職にあった者が、地方本部にあっては地方本部長の職にあった者がこれに当たり、関係書類等を保管するものとする。  
(補則)

第20条 この訓令に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。  
(沖縄県緊急対処事態対策本部への準用)

第21条 第2条から前条までの規定は、沖縄県緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この訓令は、平成19年3月20日から施行する。

別表第1(第5条関係)

部 名	部 長	副 部 長
総括情報部	危機管理監	基地防災統括監
知事公室部	知事公室長	秘書広報統括監
総務部	総務部長	総務統括監

企画部	企画部長	企画調整統括監
文化環境部	文化環境部長	文化生活統括監
福祉保健部	福祉保健部長	福祉企画統括監
農林水産部	農林水産部長	農政企画統括監
観光商工部	観光商工部長	産業振興統括監
土木建築部	土木建築部長	土木企画統括監
出納部	会計管理者	会計課長
企業部	企業局長	企業局次長
病院事業部	病院事業局長	病院事業局次長
人事委員会部	人事委員会事務局長	人事委員会事務局総務課長
監査委員部	監査委員事務局長	監査課長
労働委員会部	労働委員会事務局長	調整審査課長
議会部	議会事務局長	議会事務局次長

別表第2（第5条、第6条関係）

部名	班名及び班長	分掌事務
総括情報部	総括情報班 班長 防災危機管理課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県が実施する国民保護措置の総括に関すること。</li> <li>2 対策本部の設置、運営及び廃止に関すること。</li> <li>3 各部の分掌事務の調整に関すること。</li> <li>4 国民保護措置の実施に関する各部間の調整に関すること。</li> <li>5 警報の通知、避難の指示、緊急通報の発令等に関すること。</li> <li>6 被災情報、安否情報等の収集、整理、集約及び国への報告に関すること。</li> <li>7 非常通信の運用に関すること。</li> <li>8 防衛省への国民保護等派遣の要請に関すること。</li> <li>9 他の都道府県に対する応援の求め、消防庁への緊急消防援助隊の派遣要請及び受け入れ等広域応援に関すること。</li> <li>10 市町村長又は消防長に対する災害防衛活動の指示に関すること。</li> <li>11 対策本部の活動状況及び国民保護措置の実施状況の記録に関すること。</li> <li>12 対策本部の庶務に関すること。</li> </ol>
	連絡調整班 班長 秘書課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各部間の連絡調整に関すること。</li> <li>2 各部への対策本部決定事項の伝達に関すること。</li> </ol>

知事 公室 部	知事公室総務班 班長 秘書課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部の庶務及び連絡調整に関する事。</li> <li>2 部所管の被災情報等の総括に関する事。</li> <li>3 本部長及び副本部長の秘書業務に関する事。</li> <li>4 国の武力攻撃事態等対策本部長等の対応に関する事。</li> </ol>
	広報班 班長 広報課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 被災情報、対策本部における活動内容等の公表に関する事。</li> <li>2 報道機関との連絡調整及び記者発表に関する事。</li> <li>3 対策本部の活動状況、被災状況等の写真撮影、収集及び収録に関する事。</li> </ol>
	基地対策班 班長 基地対策課長	米軍との連携に係る連絡に関する事。
	返還問題対策班 班長 返還問題対策課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
	防災危機管理班 班長 防災危機管理課長	危険物等の保安に関する事。
総務 部	総務班 班長 総務私学課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部の庶務及び連絡調整に関する事。</li> <li>2 部所管の被災情報等の総括に関する事。</li> <li>3 東京連絡班との連絡に関する事。</li> <li>4 国民保護関係文書の收受及び発送に関する事。</li> <li>5 国民保護関係資料等の印刷に関する事。</li> <li>6 国民の権利利益に関する文書の保存に関する事。</li> <li>7 私立学校及び私学関係団体との連絡調整に関する事。</li> </ol>
	人事班 班長 人事課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護措置に従事する職員の服務及び動員に関する事。</li> <li>2 他の都道府県の職員等の職員の派遣要請及びあっせん要求に関する事。</li> </ol>
	職員厚生班 班長 職員厚生課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護措置に従事する職員の公務災害に関する事。</li> <li>2 職員の健康管理に関する事。</li> <li>3 被災職員に対する諸給付金及び貸付けに関する事。</li> </ol>
	財政班 班長 財政課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護措置等に要する費用の資金計画及び財源措置に関する事。</li> <li>2 議会に提案する事項に係る議会事務局との連絡調整に関する事。</li> </ol>
	税務班 班長 税務課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難住民等に対する県税の徴収猶予及び減免に関する事。</li> <li>2 被災市町村の納税者に対する県税に係る納入期限の延期に関する事。</li> </ol>
	管財班 班長 管財課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 庁舎の整備及び庁内停電時の対策に関する事。</li> <li>2 県有財産の被害調査及び保全対策に関する事。</li> <li>3 国民保護措置に必要な物資等の購入に関する事。</li> <li>4 その他対策本部の事務に必要な器具等の整備及び設営に関する事。</li> </ol>

	東京連絡班 班長 東京事務所長	国会及び政府機関との連絡調整並びにこれらの機関に対する資料配布に関すること。
企画部	企画総務班 班長 企画調整課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被災情報等の総括に関すること。 3 宮古地方本部及び八重山地方本部との連絡調整に関すること。
	交通政策班 班長 交通政策課長	避難住民及び緊急物資の運送における交通体系の連絡調整に関すること。
	土地対策班 班長 土地対策課長	武力攻撃災害時における開発区域の保全に関すること。
	統計班 班長 統計課長	部内各班又は他部の応援に関すること。
	科学技術振興班 班長 科学技術振興課長	部内各班又は他部の応援に関すること。
	情報政策班 班長 情報政策課長	1 総合行政情報通信ネットワークによる通信の確保に関すること。 2 庁内LAN等を利用した被害状況等の収集及び発信に係る指導に関すること。
	地域・離島班 班長 地域・離島課長	1 水の需要及び供給についての連絡調整に関すること。 2 武力攻撃災害時における地域離島の振興対策に関すること。
	市町村班 班長 市町村課長	1 市町村への行政指導に関すること。 2 市町村の起債等に関すること。
文化環境部	文化環境総務班 班長 文化振興課長	1 部の庶務及び連絡調整に関すること。 2 部所管の被災情報等の総括に関すること。 3 文化施設の保全対策及び被害調査に関すること。
	平和・男女共同参画班 班長 平和・男女共同参画課長	平和関連施設の保全対策及び被害調査に関すること。
	県民生活班 班長 県民生活課長	1 県民総合相談窓口の設置に関すること。 2 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に関すること。 3 義援金品、見舞金品等の配分計画及び受付に関すること。 4 生活関連物資等の価格安定に関すること。 5 ボランティア総合窓口に関すること。 6 避難所等の総合対策に関すること。 7 生活再建支援に関すること。 8 武力攻撃災害時における交通安全対策に関すること。
	環境政策班 班長 環境政策課長	環境の総合対策に関すること。

	環境保全班 班長 環境保全課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 公害の調査及び対策に関すること。</li> <li>2 原子力艦の原子力災害発生時等における放射能調査に関すること。</li> </ol>
	環境整備班 班長 環境整備課長	がれき及び廃棄物に関すること。
	自然保護班 班長 自然保護課長	国立公園、国定公園及び県立自然公園の保全対策並びに被害調査に関すること。
福祉保健部	福祉保健総務班 班長 福祉保健企画課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 部の庶務及び連絡調整に関すること。</li> <li>2 部所管の被災情報等の総括に関すること。</li> </ol>
	福祉・援護班 班長 福祉・援護課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管の福祉施設の保全対策及び被害調査に関すること。</li> <li>2 所管の福祉施設の入所者の避難対策に関すること。</li> <li>3 生活福祉資金の貸付けに関すること。</li> </ol>
	高齢者福祉介護班 班長 高齢者福祉介護課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 武力攻撃災害時における老人福祉に関すること。</li> <li>2 所管の福祉施設の保全対策及び被害調査に関すること。</li> <li>3 所管の福祉施設の入所者の避難対策に関すること。</li> </ol>
	青少年・児童家庭班 班長 青少年・児童家庭課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 武力攻撃災害時における児童福祉及び青少年対策に関すること。</li> <li>2 所管の福祉施設の保全対策及び被害調査に関すること。</li> <li>3 所管の福祉施設の入所者の避難対策に関すること。</li> </ol>
	障害保健福祉班 班長 障害保健福祉課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 所管の福祉施設の保全対策及び被害調査に関すること。</li> <li>2 所管の福祉施設の入所者の避難対策に関すること。</li> </ol>
	医務・国保班 班長 医務・国保課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 武力攻撃災害時における医療及び助産に関すること。</li> <li>2 医療関係施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること。</li> <li>3 救護班の編成及び派遣並びに被災者の応急救護に関すること。</li> <li>4 医療関係機関・団体との連絡調整に関すること。</li> <li>5 国民健康保険の保険料（国民健康保険税を含む。）及び被保険者の一部負担金の減免に関すること。</li> <li>6 武力攻撃災害時における健康保険、厚生年金保険、船員保険及び日雇労働者健康保険に関すること。</li> </ol>
	健康増進班 班長 健康増進課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 感染症対策に関すること。</li> <li>2 保健衛生対策に関すること。</li> <li>3 避難住民等に対する健康相談、指導等に関すること。</li> </ol>
	薬務衛生班 班長 薬務衛生課長	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 避難所等における食品衛生の確保に関すること。</li> <li>2 動物の保護及び収容に関すること。</li> <li>3 水道及び生活衛生関係営業施設の保全対策及び被害調査に関すること。</li> <li>4 飲料水の供給に関すること。</li> <li>5 応急措置を実施するための旅館及び飲食店の施設の衛生管理に関すること。</li> </ol>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>6 医薬品及び衛生材料の調達及び配分に関すること。</li> <li>7 業務関係施設の被害調査及び応急復旧対策に関すること。</li> <li>8 遺体の埋葬及び処理に関すること。</li> <li>9 毒物及び劇物の管理に関すること。</li> </ul>
農 林 水 産 部	農林水産総務班 班長 農林水産企画課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 部の庶務及び連絡調整に関すること。</li> <li>2 部所管の被災情報等の総括に関すること。</li> <li>3 農業関係の被害調査の取りまとめに関すること。</li> </ul>
	流通政策班 班長 流通政策課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 応急措置の用に供する副食物（農産物に限る。）の流通対策及び確保に関すること。</li> <li>2 卸売市場との連絡調整に関すること。</li> <li>3 主食の確保及び主食配給の特別措置に関すること。</li> </ul>
	農政経済班 班長 農政経済課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 農業協同組合の共同利用施設の被害調査に関すること。</li> <li>2 農業協同組合等関係団体との連絡調整に関すること。</li> <li>3 被災農家等に対する農業災害資金に関すること。</li> </ul>
	営農支援班 班長 営農支援課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 農作物の病害虫防除に関すること。</li> <li>2 被災農家に対する生活指導に関すること。</li> <li>3 農業関係（農地、農業用施設及び農地海岸保全施設に関するものを除く。）の被害調査及び防災指導に関すること。</li> </ul>
	園芸振興班 班長 園芸振興課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 所管の応急措置の用に供する農作物の種苗の補給に関すること。</li> <li>2 野菜、果樹等の生産指導及び加工指導に関すること。</li> </ul>
	糖業農産班 班長 糖業農産課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 主要農産物及び特用農産物等の指導に関すること。</li> <li>2 さとうきびの生産及び製糖業の指導に関すること。</li> </ul>
	畜産班 班長 畜産課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 家畜伝染病の防疫に関すること。</li> <li>2 家畜飼料及び家畜飲用水の補給対策に関すること。</li> <li>3 家畜の逸走対策、保護等に関すること。</li> </ul>
	村づくり計画班 班長 村づくり計画課長	農山村地域における保全対策及び被害調査に関すること。
	農地水利班 班長 農地水利課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 県有土地改良施設の被害調査に関すること。</li> <li>2 農業用ダムの状況把握、保全対策及び応急の復旧対策に関すること。</li> </ul>
	農村整備班 班長 農村整備課長	農地、農道等農業用施設及び農地海岸保全施設の状況把握、保全対策及び応急の復旧対策に関すること。
	森林緑地班 班長 森林緑地課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 民有林野及び林道等林業用施設の状況把握、保全対策及び応急の復旧対策に関すること。</li> <li>2 救援活動等に要する木材の確保に関すること。</li> <li>3 林業関係団体との連絡調整に関すること。</li> </ul>
水産班	1 水産物、水産施設、漁船及び漁具の保全対策及び被害調査に関	

	班長 水産課長	<p>すること。</p> <p>2 被害漁業者に対する災害資金に関すること。</p> <p>3 武力攻撃災害時における水産物の流通対策に関すること。</p>
	漁港漁場班 班長 漁港漁場課長	漁港関連施設の状況把握、保全対策及び応急の復旧対策に関すること。
観光 商 工 部	観光商工総務班 班長 産業政策課長	<p>1 部の庶務及び連絡調整に関すること。</p> <p>2 部所管の被災情報等の総括に関すること。</p> <p>3 大阪事務所との連絡に関すること。</p> <p>4 高圧ガス及び火薬類等の保安並びに関係機関との連絡調整に関すること。</p> <p>5 LPガス等の調達の調整に関すること。</p>
	新産業振興班 班長 新産業振興課長	部内各班又は他部の応援に関すること。
	商工振興班 班長 商工振興課長	<p>1 工場等製造業施設の被害調査に関すること。</p> <p>2 店舗等商業施設の被害調査に関すること。</p> <p>3 生活物資の流通調整に関すること。</p>
	経営金融班 班長 経営金融課長	<p>1 被災中小企業の振興に関すること。</p> <p>2 被災商工業者に対する金融に関すること。</p>
	企業立地推進班 班長 企業立地推進課長	部内各班又は他部の応援に関すること。
	情報産業振興班 班長 情報産業振興課長	部内各班又は他部の応援に関すること。
	雇用労政班 班長 雇用労政課長	<p>1 被災者等の就労状況の把握及び被災地域等の雇用対策に関すること。</p> <p>2 武力攻撃災害時における労働紛争の予防及び解決の促進に関すること。</p> <p>3 武力攻撃災害時における中小企業の労働対策に関すること。</p> <p>4 応急の復旧対策に要する労働力の確保に関すること。</p> <p>5 武力攻撃災害時における職業訓練生等の安全衛生に関すること。</p>
	観光企画班 班長 観光企画課長	財団法人沖縄観光コンベンションビューロー等関係機関との連絡調整に関すること。
	観光振興班 班長 観光振興課長	<p>1 観光客への情報提供等に関すること。</p> <p>2 観光施設の保全対策及び被害調査に関すること。</p>
	交流推進班 班長 交流推進課長	海外沖縄県人会及び海外移住関係団体との連絡調整に関すること。
土 木	土木総務班 班長 土木企画課長	<p>1 部の庶務及び連絡調整に関すること。</p> <p>2 部所管の被災情報等の総括に関すること。</p>

建 築 部		3 地方本部（宮古地方本部及び八重山地方本部を除く。）との連絡調整に関すること。
	技術管理班 班長 技術管理課長	所管する建設工事現場の保全対策及び被害調査に関すること。
	用地班 班長 用地課長	武力攻撃災害時における公共工事の施工に伴う損失補償基準に関すること。
	道路街路班 班長 道路街路課長	所管する道路及び橋りょうの保全対策、被害調査及び応急の復旧対策に関すること。
	道路管理班 班長 道路管理課長	1 所管する道路及び橋りょうの保全対策、被害調査及び応急の復旧対策に関すること。 2 交通不通箇所及び通行路線の把握に関すること。 3 緊急通行道路及び橋りょうの確保に関すること。
	河川班 班長 河川課長	1 河川、県有ダム、溝渠及び水路の状況把握、保全対策及び応急の復旧対策に関すること。 2 公有水面（海面を除く。）の管理に関すること。
	海岸防災班 班長 海岸防災課長	1 海岸及び堤防の被害調査並びに応急の復旧対策に関すること。 2 公有水面（所管する海面に限る。）の管理に関すること。 3 砂防施設、地滑り防止施設及び急傾斜崩壊防止施設の被害調査に関すること。 4 土石流、がけ崩れ、地滑り等発生箇所の被害調査に関すること。
	港湾班 班長 港湾課長	1 港湾施設の状況把握、保全対策及び応急の復旧対策に関すること。 2 公有水面（所管する海面に限る。）の管理に関すること。
	空港班 班長 空港課長	空港施設の状況把握、保全対策及び応急の復旧対策に関すること。
	都市計画・モノレール班 班長 都市計画・モノレール課長	1 都市施設の応急の復旧対策及び被害調査に関すること。 2 都市モノレールの状況把握及び緊急輸送に係る連絡調整に関すること。
	下水道班 班長 下水道課長	下水道の応急の復旧対策及び被害調査に関すること。
	建築指導班 班長 建築指導課長	1 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 2 民間建築物の被害調査に関すること。 3 被災宅地危険度判定に関すること。
	住宅班 班長 住宅課長	1 県営住宅の保全対策及び被害調査に関すること。 2 被災者の県営住宅への入居のあっせんに関すること。 3 沖縄振興開発金融公庫の住宅資金融資のあっせんに関すること。

	施設建築班 班長 施設建築課長	1 所管する建設工事現場の保全対策及び被害調査に関する事。 2 被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設に関する事。
	新石垣空港班 班長 新石垣空港課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
出納部	出納総務班 班長 会計課長	1 部の庶務及び連絡調整に関する事。 2 部所管の被災情報等の総括に関する事。 3 対策本部の歳入歳出外現金の出納に関する事。 4 義援金及び見舞金の保管及び出納に関する事。
	物品管理班 班長 物品管理課長	1 庁内自動車の管理及び輸送に関する事。 2 救援物資等の出納、保管及び管理に関する事。 3 国民保護措置に要する物資等購入品の検収に関する事。
企業部	企業総務班 班長 企業局総務課長	1 部の庶務及び連絡調整に関する事。 2 部所管の被災情報等の総括に関する事。
	経営計画班 班長 経営計画課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
	経理班 班長 経理課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
	配水管理班 班長 配水管理課長	1 水道及び工業用水道施設（建設班が所管するものを除く。）の被害調査並びに応急の復旧対策に関する事。 2 武力攻撃災害時における配水に関する事。
	建設班 班長 建設課長	1 所管する建設工事現場の保全対策及び被害調査に関する事。 2 部内各班又は他部の応援に関する事。
病院事業部	県立病院班 班長 県立病院課長	1 部の庶務及び連絡調整に関する事。 2 部所管の被災情報等の総括に関する事。 3 所管の医療施設の保全対策及び被害調査に関する事。 4 武力攻撃災害時の医療及び助産に関する事。 5 入院患者等の避難対策に関する事。
人事委員会部	人事委員会総務班 班長 人事委員会事務局 総務課長	1 部の庶務及び連絡調整に関する事。 2 部所管の被災情報等の総括に関する事。
	職員班 班長 職員課長	部内他班又は他部の応援に関する事。
監査委員会部	監査班 班長 監査課長	1 部の庶務及び連絡調整に関する事。 2 部所管の被災情報等の総括に関する事。 3 他部の応援に関する事。

労働委員会部	調整審査班 班長 調整審査課長	1 部の庶務及び連絡調整に関する事。 2 部所管の被災情報等の総括に関する事。 3 他部の応援に関する事。
議会部	議会議務局総務班 班長 議会議務局総務課長	1 部の庶務及び連絡調整に関する事。 2 部所管の被災情報等の総括に関する事。
	議事班 班長 議事課長	部内各班又は他部の応援に関する事。
	政務調査班 班長 政務調査課長	部内各班又は他部の応援に関する事。

備考 各部は、この表の右欄に掲げる分掌事務のほか、次に掲げる事務を分掌する。

- (1) 関係する指定地方行政機関等からの情報収集、連絡調整及び国民保護措置の実施の要請に関する事。
- (2) 所管する県有施設及び管轄内の被災情報等の収集に関する事。
- (3) 市町村との連絡調整に関する事。
- (4) 出先機関からの情報収集及び指示の伝達に関する事。
- (5) 関係する指定地方公共機関等への国民保護措置の実施の要請及び連絡調整に関する事。
- (6) 関係するボランティア団体等の支援に関する事。

別表第3（第8条関係）

区分	内 容
構成員	現地対策本部長 原則として知事公室を担当する副知事 現地対策副本部長 原則として知事公室基地防災統括監 現地対策本部員 原則として各部局の防災を担当する統括監又は次長 現地対策本部要員 本部長が指名する者
分掌事務	1 被害状況及び復旧状況の情報分析に関する事。 2 市町村及び関係機関との連絡調整に関する事。 3 現地部隊の役割分担及び調整に関する事。 4 自衛隊の派遣に係る意見具申に関する事。 5 本部長の指示による応急対策の推進に関する事。 6 各種相談業務の実施に関する事。 7 その他緊急を要する応急対策の実施に関する事。
設置場所	災害現地又は県出先機関若しくは市町村庁舎

別表第4（第10条関係）

名称及び設置場所	地方本部長及び地方副本部長	管轄区域	構成機関	班名及び班長
北部地方本部	地方本部長	北部土木	北部土木事務所	総括班

<p>北部合同庁舎 (名護市)</p>	<p>北部土木事務所長  地方副本部長 北部農林水産振興センター所長</p>	<p>事務所の管轄区域</p>	<p>北部福祉保健所 北部農林水産振興センター 県立北部病院 名護県税事務所 その他北部土木事務所管内に所在する出先機関</p>	<p>班長 北部土木事務所長 生活福祉班 班長 北部福祉保健所長 医療衛生班 班長 北部保健所長 県立病院班 班長 県立北部病院長 土木建築班 班長 北部土木事務所長 農林水産班 班長 北部農林水産振興センター所長 応援班 班長 名護県税事務所長</p>
<p>中部地方本部 中部土木事務所 (宜野湾市)</p>	<p>地方本部長 中部土木事務所長  地方副本部長 中部農林土木事務所長</p>	<p>中部土木事務所の管轄区域</p>	<p>中部土木事務所 中部福祉保健所 中部農林土木事務所 中部農業改良普及センター 県立中部病院 コザ県税事務所 その他中部土木事務所管内に所在する出先機関</p>	<p>総括班 班長 中部土木事務所長 生活福祉班 班長 中部福祉保健所長 医療衛生班 班長 中部保健所長 県立病院班 班長 県立中部病院長 土木建築班 班長 中部土木事務所長 農林水産班 班長 中部農林土木事務所長 応援班 班長 コザ県税事務所長</p>
<p>南部地方本部 南部土木事務所 (那覇市)</p>	<p>地方本部長 南部土木事務所長  地方副本部長 南部農林土木事務所長</p>	<p>南部土木事務所の管轄区域</p>	<p>南部土木事務所 南部福祉保健所 南部農林土木事務所 南部農業改良普及センター 南部林業事務所 県立南部医療センター・こども医療センター 那覇県税事務所 その他南部土木事務所管内に所在する出先機関</p>	<p>総括班 班長 南部土木事務所長 生活福祉班 班長 南部福祉保健所長 医療衛生班 班長 南部保健所長 班長付 中央保健所長 県立病院班 班長 県立南部医療センター・こども医療センター院長 土木建築班 班長 南部土木事務所長 農林水産班 班長 南部農林土木事務所長 応援班 班長 那覇県税事務所長</p>

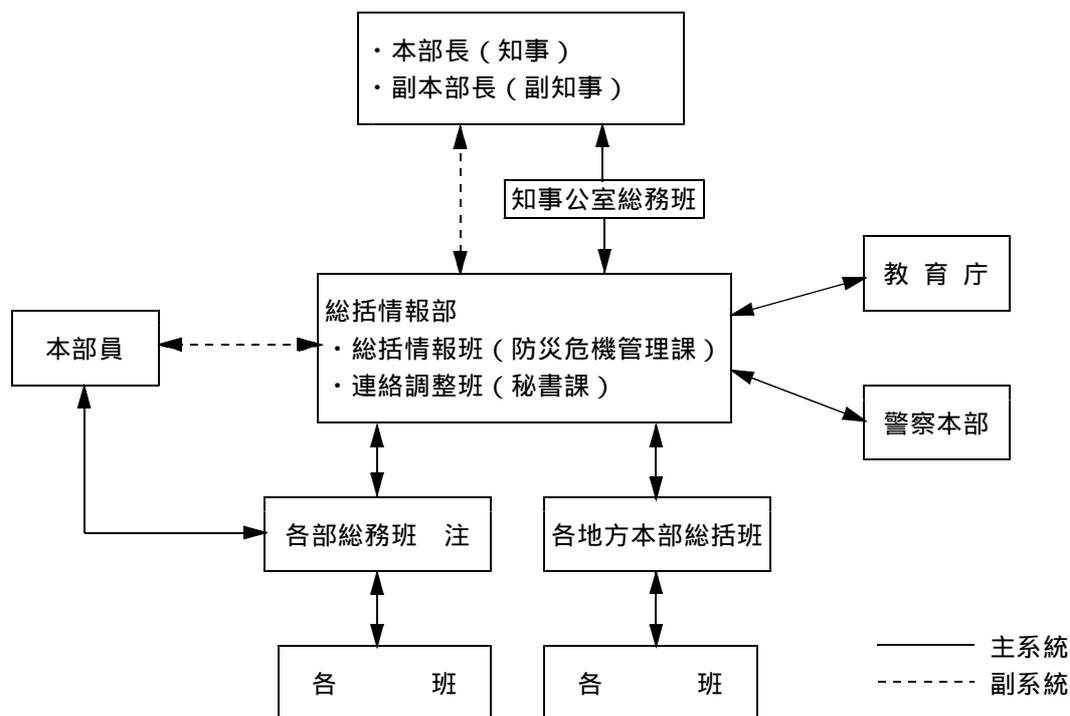
<p>宮古地方本部 宮古支庁（宮古島市）</p>	<p>地方本部長 宮古支庁長 地方副本部長 宮古支庁農林水産調整監</p>	<p>宮古支庁の管轄区域</p>	<p>宮古支庁 県立宮古病院 その他宮古支庁管内に所在する出先機関</p>	<p>総括班 班長 宮古支庁総務・観光振興課長 生活福祉班 班長 宮古支庁宮古福祉保健所長 医療衛生班 班長 宮古保健所長 県立病院班 班長 県立宮古病院長 土木建築班 班長 宮古支庁土木建築課長 農林水産班 班長 宮古支庁宮古農政・農業改良普及センター所長 応援班 班長 宮古支庁県税課長</p>
<p>八重山地方本部 八重山支庁（石垣市）</p>	<p>地方本部長 八重山支庁長 地方副本部長 八重山支庁農林水産調整監</p>	<p>八重山支庁の管轄区域</p>	<p>八重山支庁 県立八重山病院 その他八重山支庁管内に所在する出先機関</p>	<p>総括班 班長 八重山支庁総務・観光振興課長 生活福祉班 班長 八重山支庁八重山福祉保健所長 医療衛生班 班長 八重山保健所長 県立病院班 班長 県立八重山病院長 土木建築班 班長 八重山支庁土木建築課長 農林水産班 班長 八重山支庁八重山農政・農業改良普及センター所長 応援班 班長 八重山支庁県税課長</p>

別表第5（第10条関係）

班名	基本的役割
総括班	地方本部の総括に関すること。
生活福祉班	生活支援に関すること。
医療衛生班	医療及び衛生に関すること。

県立病院班	医療に関すること。
土木建築班	土木関係対策に関すること。
農林水産班	農林水産関係対策に関すること。
応援班	他班の応援に関すること。

別表第6（第15条関係）



注 総務班を置かない部については、部の庶務及び連絡調整の事務を分掌する班とする。

別表第7（第17条関係）

国民の権利利益の救済に係る手続一覧

損失補償（法第159条第1項）	特定物資の収用に関すること。（法第81条第2項）
	特定物資の保管命令に関すること。（法第81条第3項）
	土地等の使用に関すること。（法第82条）
	応急公用負担に関すること。（法第113条第3項）
	車両等の破損措置に関すること。（法第155条第2項において準用する災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条の3第2項後段）
実費弁償（法第159条第2項）	医療の実施の要請等に関すること。（法第85条第1項及び第2項）
損害補償（法第160条）	国民への協力要請によるもの。（法第70条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）、第80条第1項、第115条第1項及び第123条第1項）

医療の実施の要請等によるもの（法第85条第1項及び第2項）
不服申立てに関する事。（法第6条及び第175条）
訴訟に関する事。（法第6条及び第175条）

別記様式（第16条関係）

第 号  
平成 年 月 日

本部長殿

部長（地方本部長）名

武力攻撃災害状況等報告書

沖縄県国民保護対策本部及び沖縄県緊急対処事態対策本部運営要綱第16条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 日時	自 月 日 時 分 至 月 日 時 分
2 場所	
3 措置の相手方	
4 措置の概要	
5 その他特記事項	

備考 この様式によることができないときは、この様式に準じて作成すること。

### 3 安否情報及び被災情報関係

(1) 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手續その他の必要な事項を定める省令（平成17年3月28日総務省令第44号）

（安否情報の収集方法）

第一条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第九十四条第一項及び第二項（法第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第一号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第二号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

（安否情報の報告方法）

第二条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号。以下「令」という。）第二十五条第二項（令第五十二条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法第九十四条第一項及び第二項（法第百八十三条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第三号により記載した書面（電子的方式、磁氣的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の照会方法）

第三条 法第九十五条第一項（法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第二十六条第一項（令第五十二条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第四号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第九十五条第一項（法第百八十三条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあっては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認す

るために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

- 3 前項ただし書きの場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(安否情報の回答方法)

第四条 法第九十五条第一項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第五号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の提供)

第五条 総務大臣は全ての都道府県知事又は市町村(特別区を含む。以下同じ。)の長が法第九十五条第一項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第九十四条第二項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十八年四月一から施行する。ただし、本則に一条を加える改正規定及び附則第二条の別表の改正規定のうち第五条に係る部分については、平成十九年四月一日から施行する。

(総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十五年総務省令第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成十七年総務省令第四十四号)の項を次のように改める。

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令(平成十七年総務省令第四十四号)	第三条、第四条及び第五条
---	--------------

安否情報収集様式(避難住民・負傷住民)

記入日時( 年 月 日 時 分)

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所(郵便番号を含む。)	
国籍	日本 その他( )
その他個人を識別するための情報	
負傷(疾病)の該当	負傷 非該当
負傷又は疾病の状況	
現在の居所	
連絡先その他必要情報	
親族・同居者からの照会があれば、～を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は で囲んで下さい。	回答を希望しない
知人からの照会があれば を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は を囲んで下さい。	回答を希望しない
～を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか で囲んで下さい。	同意する 同意しない
備考	

- (注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記～の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。
- (注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。
- (注3) 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- (注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に御記入願います。

安否情報収集様式(死亡住民)

記入日時( 年 月 日 時 分)

氏名	
フリガナ	
出生の年月日	年 月 日
男女の別	男 女
住所(郵便番号を含む。)	
国籍	日本 その他( )
その他個人を識別するための情報	
死亡の日時、場所及び状況	
遺体が安置されている場所	
連絡先その他必要情報	
～を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
備考	

(注1) 本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援(物資、医療の提供等)や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。



安否情報照会書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		年 月 日
申請者 住所(居所) 氏名		_____ _____
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 ( を付けて下さい。 の場合、理由を記入願 います。)	被照会者の親族又は同居者であるため。 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 その他 ( )	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 <small>(日本国籍を有しない者に限る。)</small>	
	その他個人を識別するための情報	
申請者の確認		
備 考		

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
  - 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
  - 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
  - 4 印の欄には記入しないでください。

## 安否情報回答書

殿	年 月 日  総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)	
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被          照          会          者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 <small>(日本国籍を有しない者に限る。)</small>	日本                      その他(                      )
	その他個人を識別するための情報	
	現 在 の 居 所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

(2) 被災情報関係

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した による被害（第 報）

平成 年 月 日 時 分  
沖 縄 県

1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）

(1) 発生日時 平成 年 月 日

(2) 発生場所 市 町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）

2 発生した武力攻撃災害の状況の概要

3 人的・物的被害状況

市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
	(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)	

可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況